

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和4年3月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年3月16日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後4時23分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦	教育総務課企画財務班	伊藤 浩司
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

1つ目、卒業式、卒園式については、小学校が3月17日、18日の両日、中学校は本日3月16日、幼稚園は3月17、18日に予定している。今年度も昨年度に続き、感染予防のため卒業生、保護者、教職員で実施している。小学校の卒業生は1,457人、昨年度は1,419名で、微増している状況がある。中学校の卒業生は1,392人、昨年度は1,315人で、これもやや多い。幼稚園の卒園児は17人、昨年度は49人で、大分減少している状況である。この2年間、環境が著しく変化する中で、子どもたちは辛抱強く学校生活に取り組んだ。新しい世界でさらなる飛躍を願っているところである。

2つ目、目標申告面接については、3月3日、7日に全員の校長先生と目標申告に関する最終面談を実施した。学校経営、教育内容の管理、職員の管

理育成などの分野で、校長の取組を聞き取り、成果と課題について話し合った。新型コロナウイルス感染症予防対策に苦慮しながら、教育活動に取り組み、学びの継続をし、分かる授業の展開、いじめ問題解決に向けた生徒指導体制の構築、指導法の改善に取り組んでいることが改めて分かった。次年度に向けた取組等について助言をした。教職員が一丸となって学校の長所を発信し、さらなる活性化に努めていくことをお願いした。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

教職員の感染状況について、2月16日から3月15日までの間で9名の感染が判明している。児童生徒の感染状況について、2月16日から3月15日までの間で260名の感染が判明している。臨時休校、学年、学級閉鎖の状況について、臨時休校はなかった。学年閉鎖について、南志津小学校で1つの学年が、学級閉鎖については志津中学校ほか4校で7つの学級が、それぞれ1日から4日間実施した。

③ 市民大学卒業式等について【社会教育課長】

中央公民館の佐倉市民カレッジは、3月25日で、コロナ対策から動画配信形式での卒業式を予定している。臼井公民館のコミュニティカレッジさくらは、3月20日に、人数が少ないことから、臼井公民館の集会室での卒業式を予定している。志津公民館のしづ市民大学は、コースごとに資料のと通りの日程で開講式を行った。最後に、根郷寿大学は、閉講式を3月18日に開催予定だったが、やむなく中止にした。日程等の詳細や卒業生数については、資料のとおりである。皆勤賞については、それぞれの修業年数、例えば、佐倉市民カレッジについては、4年間の皆勤者数となる。

各市民大学では、令和4年度に向けて、入学案内等を開始している。次年度に向けての欄に募集の時期や人員数などを記載した。今後も、市民大学ではコロナ対策を講じつつ、学習内容を工夫しながら、様々な学習を通し、仲間づくりと地域活動へ積極的に参加できる人材が育つよう努めていく。

④ いじめの状況について【指導課長】

2月末のいじめの認知件数は、小学校が367件、中学校は150件の合計517件である。2月の新たな認知件数については、小学校22件、中学校10件、合計32件である。各学校の管理職へは、いじめ問題をはじめ生徒指導案件について、来年度に向けての引継ぎを確実に行って、子どもたちの不利益にならないように、校長会議を通じて指示した。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

感染症については、1月17日から2月10日まで水ぼうそうが3名、流行性耳下腺炎が1名、感染性胃腸炎が1名発生している。今後も予防対策については徹底していく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。

指導課長の説明であったように、あまり感染症の流行がないが、印旛市郡医師会の中で定点当たりの患者の数としては感染性胃腸炎が第10週、3月7日から3月13日の週で93名、定点当たり5.81人ということで、少し多い。第9週、2月28日から3月6日の94名、第8週、2月21日から2月27日が93名、第7週、2月14日から2月20日が94名ということで、ほとんど増減なしである。定点当たりも5.81とか5.88ということなので、あまり変化がない。学校の発生が1名である。学校での報告よりはこちらの報告が多かったが、これから暖かくなるので、あまり増えてはこないと思う。インフルエンザは、第8週、2月21日から2月27日に1名出ただけで、あとその前後が出ていないので、これはこのままゼロでいけるかと思う。

新型コロナウイルス感染症の状況については、医師会に報告のあった3月7日から3月13日、第10週の総検査数が3,886件、陽性者数が1,292件ということで、陽性率が33.2%で、依然としてまだ多い水準になっている。今、患者の新規数が減っているが、減り方が非常に鈍い。佐倉市の場合は、100人前後が続いていた。昨日は32人だったので、少し減ったかと思うが、油断すると、危ないかもしれない。学校現場では引き続き感染対策は十分取っていただきたいと思う。

これから春休みに入るので、学校の対策より家庭での対策のほうが重要視されるかと思う。10代、20代、若い方の感染が非常に多くなっている。先ほど児童生徒のコロナウイルスの感染症数が260例ということなので、結構な数になっている。全体の感染者数が減って来ているが、注意は一緒ということなので、引き続き、手洗い、マスクの着用、換気、それから密を避けるということは、そのまま続けていただきたいと、それから会食も注意ということである。ここが一番危ないと思う。マスクを外して、割合長い時間、接触するということなので、これも春休みにかけては、注意喚起をもう一回していただいたほうがいいかもしれない。

ワクチン接種については5歳から12歳が始まった。これを佐倉市の場合は小児科医が担当している。なかなか保護者の方の認識についてずれがあり、全員どこまで受けていただけか分からないということがある。一応副作用、外国の報告では副反応については、それほど大人と比べて増えていないだろうということである。それから、一応ワクチンが将来的にどうなるかという不安を持っている保護者の方がいるが、今のところ短期間の話だが、まず将来的にも製剤の性質から大丈夫だろうということになっている。これについては期間も、1年ちょっとしかたっていないので、何とも言えない。保護者の方の不安は拭えないかなというふうに考えている。引き続きということだが、薬についても、これは今のところ経口薬についても病院と、それから有床診療所しか使えないので、一般の医療機関、市中の診療所レベルではまだ使えないと考えていただいていると思う。治療法もまだ確立したものはないので、引き続き注意をお願いしたい。

【委員1名より】

本日中学校の卒業式が開催された。私ごとだが、長女の卒業式に出席した。感染症対策ということで、縮小しての卒業式だった。卒業生の挨拶では、本当に行事が少なく、思い出も限られた中ではあるが、しっかりと思い出を振り返って、今の時代を生き抜く子どもたちという力強さを感じた。感染症や不安に苦しんでいる方は、世の中にたくさんいると思うが、卒業式を開催するという判断をした教育委員会の方々、現場の先生方の尽力に心から感謝する次第である。

もう一点、委員から報告のあったワクチン接種について、今後また低年齢化ということで進んでいる。任意の接種という形にはなると思うが、前回同様、接種に係る休みであるとか副反応に関わる休みは、変更なく対応していただけなのか。

【学務課長】

以前と同様に欠席扱いをしないということになっている。

【委員1名より】

市民大学の卒業式等について、佐倉市民カレッジとコミュニティカレッジの皆勤賞が意外と少ないが、これは皆さんの都合でということか。

【社会教育課長】

佐倉市民カレッジについては、4年間ということなので、これくらいの人数と捉えている。例年より若干少ないが、さほど少ないとは捉えていない。コミュニティカレッジについては、結果としてゼロとなっているが、これもやはり今回2年間だが、コロナの影響があるのかと捉えている。

【委員1名より】

多分コロナで集まりたくないという方のほうが多かったように感じる。

【社会教育課長】

コロナの影響について、一応代替でボランティア活動を行う、そういったものについては代替で出席扱いできることになっている。市民カレッジも同じようにやっているが、それでもなかなか都合がつかなかったというようなケースもあるというふうに捉えている。

【教育長職務代理者】

市民大学に関わって、市民カレッジは4年間。コミュニティカレッジが2年、あとのところは1年だが、コロナの影響でずっと休みが続いて、特に市民カレッジがそうだが、学年が進級するといっても、1年間あるいは半年間授業が、講義がなされていなかった状況が見受けられるわけだが、その辺はどのように処理されたのか。

【社会教育課長】

市民カレッジについては、授業を会場でやるのと同じように、ウェブ開催ということで、それを後ろでビデオを撮りながら放送する。来ることができる人は来て、来ることができない人はそのウェブを見るというような形で対応してきたので、一応コロナには配慮しつつ、できる範囲で仲間づくりのほうにも貢献してきたと捉えている。

コミュニティカレッジについては、できる時期、できない時期、コロナの感染状況によってあったが、できる時期については積極的に、感染対策を講じつつ、積極的に仲間づくり等々についても尽力しているところである。ま

た、卒業後の地域還元というところが大きな開設趣旨になっているので、そちらについても話し合い学習などを通して、卒業後を見据えた活動を授業の中で提供している。

【教育長職務代理者】

個人的には、しづ市民大学に関わりがあるわけだが、受講生の方は大変向学心に燃えている、積極的なのである。できれば回数をもっと増やしてほしいという要望がある。そういう学びたいという意欲にどう対応するかというのは、我々のほうで、改めて考えないといけないのかなという感想である。

3 議決事項

議案第1号 第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画の改訂について 教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、2月定例教育委員会会議において協議いただいた、意見、指摘等を踏まえ修正を行った。資料は、資料1、第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画改訂案と資料2、第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画、2月定例教育委員会会議・協議事項での指摘事項等による修正点である。

資料2の指摘事項による修正点、1、いただいた意見の要旨と対応方針について、(1)、4年後の目標という表現についてである。改訂案本文は、1ページ、下から5行目、アンダーラインに加え網かけをしているところが、2月の協議時点から修正を行った部分となる。「推進計画の最終年度である4年後の目標を設定し」とあるが、今回のように計画期間の途中で新規事業を追加する場合、4年後がいつなのか不明確になるとの意見をいただいた。指摘のとおり、整理する必要があるものと判断して、括弧書きで、以下、計画本文中の「4年後」とは、計画期間の最終年度である「令和5年度」を指しているという追記をした。

続いて、修正点、(2)、新規事業という表現、新規事業に関する表記であるが、策定当初からの新規事業と改訂により新たに設定する新規事業を区別するべきではないかとの意見をいただいた。指摘のとおり、整理する必要があるものと判断し、今回新たに追加する新規事業については、「令和4年度新規事業」と表記することとした。具体的には、改訂案本文の5ページ、事業番号35、感染症対策支援という事業名の後ろに、括弧書きで、令和4年度新規事業と追記している。その左隣の列の区分欄が、2月協議時点では新規・通常となっていたが、他の記載と合わせまして通常・新規という順の表記に入れ替える修正を行っている。

続いて、改訂案本文7ページ下段、事業番号78、市史資料整理保存事業についても、同様の修正を行っている。

続いて、改訂案本文21ページ、事業番号35、感染症対策支援事業について、事業名の右横を、通常・令和4年度新規事業と修正した。加えて、4年後の目標に関するご指摘への対応として、今回の改訂により新たに加わる新規2事業については、4年後の目標ではなく、令和5年度末の目標と、より分かりやすい表記に変更した。

続いて、改訂案本文 39 ページ、事業番号 78、市史資料整理保存事業について、今回の改訂による新規事業として同様の修正を行っている。

続いて、改訂案本文 45 ページ、3、推進計画策定・改訂経過の一番下、2月の協議以降のスケジュールについて、計画決定と、こちらを追加した。

続いて、資料 2、修正点の資料、3、その他修正の 2 件について、誤記等があったので、担当課の追記あるいは、通常・新規の事業区分の修正を行っている。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第 2 号 令和 4 年度佐倉市教育施策について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：佐倉市教育施策については、2月教育委員会会議での協議において、指摘いただいた箇所について、検討の上、修正を加えた。

資料、教育委員会会議 2 月定例会における指摘事項に関する対応一覧表に基づき説明をする。最初に対応表のナンバー 1、教育施策本文は 1 ページ。令和 3 年度施策の主な成果のうち、(2)、ICT を活用した学習活動に係るタブレット端末に係る記述について、表現を見直し、児童生徒一人につき一台のタブレット端末に修正をした。

続いて、対応一覧表ナンバー 2、(3)、佐倉道徳副読本の改訂作業に係る記述については、指摘を踏まえ、記載内容のほうの充実を図った。

続いて、対応一覧表ナンバー 3、本文 3 ページ。(16)、市民カレッジに係る記述のうち、高齢者教育の部分について、市民カレッジは市内在住の 40 歳以上の方を対象としていることから、「高齢者教育を行い」の部分の記述を削除した。

続いて、対応一覧表ナンバー 4、(19)、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の愛称に係る記述については、指摘を踏まえ、市内の小中学校の児童生徒一人につき一票の投票を行い、愛称を決定した旨の記述を追加した。

続いて、対応一覧表 2 ページ、ナンバー 5、本文 7 ページ。黒い四角印、確かな学力の向上、上から 2 番目の丸、GIGA スクール構想の実現に向けた取組については、前回の教育委員会会議において指摘をいただいた箇所ではないが、より簡潔明瞭な表現となるよう記載を改めた。

続いて、ナンバー 6、本文 7 ページ、上から 3 つ目の丸、好学チャレンジ教室の開催場所に関する記述について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるボランティアの参加状況等を考慮して、公民館に加え、千葉敬愛短期大学においても開催しないこととなったため、同短期大学の記載を削除した。

続いて、対応一覧表 3 ページ、ナンバー 7、本文 8 ページ。研究モデル校の実施予定を列記してあるが、新たに調整が整った実施校に関する記述を追

加するとともに、指定期間に変更があった学校の年度を修正した。なお、追加したのは、よりよく生きるための道徳性を磨き、自己を見つめる道徳教育の臼井南中学校、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の南志津小学校、佐倉学を通じた社会参画意識を高める学習の工夫の内郷小学校、将来の夢と学業を結びつけ学習意欲を高めるキャリア教育の志津中学校の以上4校である。また、インクルーシブ教育システムを取り入れた授業のあり方の白銀小学校及び地域の特色や人材を生かした学校運営の和田小学校において、指定期間を令和5年度までに変更した。

続いて、対応一覧表4ページ、本文15ページ。ナンバー8、黒い四角印、学校の教育環境の整備、一番下の丸のところに新規、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品購入に係る記述があるが、具体的な取組の施設消毒用等の感染症対策消耗品の購入の表現が分かりにくいとの指摘を踏まえ、幼稚園・小中学校の感染症対策消耗品の購入という記述に改めた。

続いて、対応一覧表ナンバー9、本文16ページ。黒い四角印、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進、1つ目の丸、特別支援教育の推進に係る記述について、充実した取組を行おうとしていることがより分かるよう表現を改めた。

続いて、対応一覧表ナンバー10、本文22ページ。黒い四角印、社会教育施設の整備の推進の一番上の丸と、下から2番目の丸の項目、事務局にて改めて内容を精査し、継続と新規の表示を、他の施策における記載箇所と整合するように修正をした。

続いて、対応一覧表5ページ。2、原案のとおりとするものである。2月の教育委員会会議で指摘をいただき、検討した結果、原案のとおりとするものについて記載している。ナンバー1については、全国学力・学習状況調査の対象教科について、以前は英語の記載があったが、令和4年度は記載がなくてよいのかとの指摘をいただいた。教育施策案では、当該年度に実施する教科のみを記載しており、英語の教科については、当該年度はないということで、原案のとおりとすることとした。

最後に、ナンバー2、青少年赤十字活動採用校について、令和3年度は南志津小学校の記載があったが、令和4年度は記載がなくてよいのかとの指摘をいただいた。南志津小学校は、青少年赤十字を脱退したことから、原案のとおりとすることとした。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

質問ではないが、例えば本文の16ページの特別支援教育の部分、ここに今回新たに増員という言葉が入っている。特別教育支援員を増員し云々、やはり積極さを出すためには、増員ということは非常に重要な言葉だろうと思う。これは逆に、2名減にして、一生懸命努力すると言っても、多分反応はないと思うので、やはり非常に分かりやすくなったし、教育委員会の姿勢というのはこういった中に読み取れると、大変感謝している。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市立美術館事業基金条例施行規則を廃止する規則の制定について

文化課長より上程議案の説明

内容：1月定例教育委員会議で議決いただいた佐倉市立美術館事業基金条例を廃止する条例の制定についてが、今議会で審議中である。この条例が議決され、当基金条例が廃止されると、条例の下位機関である本規則の存在根拠が失われる。このため条例と併せて本規則を廃止する必要が生じることから、お諮りするものである。今後の進行としては、2月議会の最終日が今月の22日となっている。その場で条例が可決された場合には、本規則を廃止するものである。施行日については、条例の廃止条例の施行日と合わせ、令和4年4月1日を予定している。現在議会が進行中なので、議決結果については、議会最終日の22日に委員の皆様へ報告させていただく。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

議会の条例が22日ということで、これは基本的な質問だが、この規則を最初にこちらで議決してしまっているのか。

【文化課長】

この場で議決いただくが、これに先立って、基になる条例のほうが廃止された場合にはという条件付と言っておかしいが、前後関係があるので、お願いしたい。

【委員1名より】

そうすると、その内容を書いておかないといけないということはないのか。議決があった場合、併せてと書いてあるが、これでいいのか。背景のところしか書いてないが、対応方針、その2つ、何らかの附則みたいな形で書いておかななくていいのか。

【文化課長】

この規則の廃止については、市役所内の行政管理課と事前に打合せ、協議をして、このような内容になっている。例規制定概要書の対応方針の中にも、(1)として、佐倉市立美術館事業基金条例を廃止する条例が議決された場合、当該条例の施行に併せて、本規則を廃止するというふうに明示させていただいている。

【委員1名より】

私の読み方が悪いのかもしれないが、対応方針ってあくまで方針である。議決するにはそれなりの、もっと別の項目で表現をしていかないといけないような気がするのだが、それは法規のほうではもうオーケーということか。対応方針だけで可能ということか。

【文化課長】

行政管理課と打ち合わせて協議したところ、これで差し支えないという回

答をいただいている。

【委員1名より】

方針なので、我々が聞いたらこれをこういうふうにするというようなニュアンスにしか取れない。もっときちっと、この場合はこうするというようなことを、別の項目で記述がなければ、議決できないような気がするが、法規のほうがそう言っているのであれば、それでいいが、あとこのまま議事録載せてしまって大丈夫か、議決してしまった後に、方針はあくまで方針なので、これって一応議案書である。こうするというきちっとした形で書かないといけないような気がする。

【教育総務課長】

今回の議案について、お諮りいただく際に、2月の市議会定例会において美術館の基金条例のほうの廃止が可決されたことを条件に、議決をしてもよろしいかというような、採決の際、そういうようなお諮り方をしていただければというお願いである。

【教育長職務代理者】

ただいま議決条件、これは本体のほうで廃止された場合にはという前提付でお諮りするという、そういう点であるがそれでよろしいか。

【委員1名より】

もう趣旨は初めから分かっているが、これを書いておかななくていいのかどうかである。

【教育総務課長】

こちらの議案文の記載については、昨年度だったと思うが、定数条例の改正があり、人事課で対応していたが、それに付随して教育委員会の規則の改正ということで、定数の改正を行った。その際もこの様式にのっとって、同様の様式で行い、行政管理課に確認を取り、大丈夫だということである。

それに加え、先ほどお願いをした、条件付での採決ということで、美術館の事業基金条例の廃止の可決を前提として、お諮りいただければと考えている。

【委員1名より】

去年も確かにそういうことがあったが、それは今の課長の話をきちっと議事録に書いておかなければいけないわけだが、議事録が公式文書なので、それでいいのかと思う。この議案書が少し甘かったのかなという気はする。できるのだったら、ちゃんとここに書いておいて議決をすれば、別にすんなりいったのではないかと思うのだが、議事録だけというのでちょっと弱かった気がする。

【教育総務課長】

条例改正と規則改正のタイミングで、教育委員会会議の開催の日程等と、議会の最終日の日程で前後してしまうというところが今後も出てくる可能性があるので、今回委員からいただいた意見等を踏まえ、行政管理課と、より適切で、議事録だけではなくて誰が見ても分かるような様式の作成というところができないかどうか検討していきたいと思う。

《議決結果》
可決

議案第4号 佐倉市文化財審議会委員の委嘱について
文化課長より上程議案の説明

内容：この議案では、現在文化財審議会委員会の委員が10人の任期が3月31日で終了することから、新たに委嘱しようとするものである。資料の12ページ、条例の第34条で審議会は10名以内の委員で組織すること、35条で委員は文化財に関する学識者のうちから教育委員会が委嘱すること、また36条に任期が2年で再任を妨げないとなっている。

1ページの委員候補者名簿について、9名を候補者として選んでいる。いずれも専門性が高く、全員再任となっている。今回、現在の委員10名に再任をお願いしたところではあるが、1名の方が体調を理由で退任したいという意向を受けての9名の提出となっている。現在後任については、いろいろ当たっているところである。再任9人の専門委員は、次の2ページ。現在審議会に諮問中の指定案件もあるので、この9名でスタートさせていただき、引き続き適任の方を人選して、任期途中で加えさせていただきたく。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例で10人ということで、今1名欠員で探しているということだが、どの分野で、どのくらい、いつ頃にお願ひできるかという見通しはあるのか。

【文化課長】

退任された方は、美術工芸で、特に仏像のご専門の先生だった。実はその先生から、この方ならというお名前が挙がって当たったところではあるが、この4月からロンドンに留学されてしまうということが明らかになり、お引受けいただけなかった。引き続きこの分野で適任の方を探し、佐倉市の文化財、幅広い分野に対応できるようにしていきたいと思っている。

【委員1名より】

では、同じ分野で、大体その当たりというか。

【文化課長】

今千葉県中央博物館のあの方はどうだろうかとか、目星を立てて当たっているので、いましばらく時間をいただけたらと思う。

【教育長職務代理者】

内容についてではなくて、誤植について、2ページの略歴の7番の方。平成22年4月、東京藝術大学大学教授、これは、東京藝術大学教授なのか、大学大学院教授なのか。

【文化課長】

こちらのミスである。恐らくご指摘のとおりで、東京藝術大学大学院ではなかろうかと思うが、確認を取らせていただく。

【教育長職務代理者】

確認して訂正するようお願いする。

もう一つ、資料5ページ、上から2行目の3、そこの語尾、所有者等に通知してする、条例なので、きちっとした文面をお願いする。

【文化課長】

至急確認して改める。

4 追加議決事項

教育長より議決事項2件、報告事項1件の上程

(これより秘密会とする)

[議案第5号 佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について]

【追加報告事項】

[令和3年度末管理職校長、教頭人事異動内示について] (学務課長)

資料1ページ、佐倉市教育委員会事務局職員の割愛職員については、表の左側の備考の欄に記載してある9名の職員が異動対象となる。その中の2番目の澤田学務課主幹については、事務局内の内部異動となる。それ以外の8名については、記載の各小中学校への異動となる。

続いて、資料2ページ、3ページ、小中学校の管理職の人事異動について、校長職の退職については、資料2ページの8番、下志津小、平野校長、10番、根郷小、田辺校長、22番、染井野小、林校長、23番、白銀小、金木校長、資料3ページ、24番、久保田校長、25番、三村校長の6名となる。資料2ページ、2番目の内郷小、佐久間校長、19番の青菅小、會田校長、34番、3ページ、根郷中の宗政校長については、管外、行政への異動となっている。

続いて、教頭職の退職者については、資料2ページ、9番の南志津小、小堺教頭、21番、山王小、吉田教頭、3ページ目の25番、志津中学校、福上教頭、31番、臼井西中学校、及川教頭の4名となる。そのほかの昇任者、市外からの転入者、市内異動については、資料のとおりである。

[議案第6号 佐倉市教育委員会教育長の辞職について]

(秘密会を終わる)

5 教育長閉会宣言